

整理番号	経-法不-12
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	商店街振興組合への解散命令
概要	商店街振興組合を設立するときの要件を欠いてしまった場合や、正当な理由なく1年以上事業を行っていない場合などに行政庁（大阪市長）は商店街振興組合へ解散を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	商店街振興組合法第86条
処分基準	・ 次の要件を欠くに至ったとき ・ 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む市の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。（第6条第1項） ・ 商店街振興組合の地区は、2以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。（第6条第2項） ・ 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の3分の2以上が組合員となり、かつ、総組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。（第9条） ・ その他政令で定める要件（法施行令第1条）を備えていると認められるとき ・ 商店街振興組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始していないと認めるとき ・ 引き続き1年以上その事業を停止していると認めるとき ・ 業務改善命令に違反したとき（第85条） 第86条 行政庁は、組合が第36条第2項に規定する設立要件を欠くに至ったと認めるときは、その組合に対し、解散命令を命ずることができる。 2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。
ホームページ	
備考	